入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成27年7月13日

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局総務部長
仲程　倫由

１　工事概要

（１）工 事 名　平成26年度宮古伊良部農業水利事業 仲地副貯水池付帯施設（その１）工事

（２）工事場所　沖縄県宮古島市伊良部字国仲地内

（３）工事内容　本工事は、国営宮古伊良部土地改良事業計画に基づき、仲地副貯水池を建設するものである。

施工延長：L=209.1m

施工始点：測点NO. 8+14.20

施工終点：測点NO.18+19.40

①土工

土砂掘削：V=53,300㎥

軟岩掘削：V=24,200㎥

②仮設工：一式

（４）工　　期　平成28年３月14日まで

（５）本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

（６）本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

（７）本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

（８）本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工段階確認等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間沖縄総合事務局（農林水産部）の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。

（９）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

（10）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

（11）本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に関わる確認及び入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。 ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式（持参に限る）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格

（１）予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）沖縄総合事務局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち、「農林土木工事Ｂ等級」の認定を受けていること。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記（２）の再認定を受けた者を除く。

（４）沖縄総合事務局管内に建設業法に基づく本社（店）、支社（店）又は営業所が所在すること。

（５）施工実績

①　平成12年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１者が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

②　同種工事とは、「土工事」とする。

また、当該実績が各地方農政局及び沖縄総合事務局（農林水産部）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

（６）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

①　1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

ア　一級建設機械施工の資格を有する者。

イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る））の資格を有する者。

ウ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

② 平成12年4月1日以降に、上記（５）②に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が各地方農政局及び沖縄総合事務局（農林水産部）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

（７）本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

（８）申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成27年４月１日付け府総会計第375号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（９）上記１（１）に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10)「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）」及び「内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について（平成25年12月11日付け閣総会第514号及び府会総第1190号内閣官房内閣総務官室会計担当内閣参事官及び内閣府大臣官房会計課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３ 総合評価落札方式に関する事項

（１）評価項目

① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

② 企業評価

③ 技術者評価

（２）総合評価の方法

① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を30点とする。

② 「施工体制評価点」の算出方法は、上記（１）①の評価基準に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

③ 「加算点」の算出方法は、上記（１）の評価項目（企業評価、技術者評価）について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」の最も高い者に30点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という）により行う。

⑤　「企業評価」「技術者評価」について複数の記載がある場合は評価の低い者で評価するものとする。

⑥　「施工体制評価点」の評価結果が低いものに対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて「加算点」についても減じる措置を行う。

（３）落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ　「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、落札の条件ア及びイを満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

４　入札手続等

（１）担当部局

〒900-0006　沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号
那覇第２地方合同庁舎２号館
沖縄総合事務局総務部会計課
支出負担行為第二係　　村山陽一
電話098-866-0031(内線81341)

（２）入札説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成27年7月13日から平成27年7月17日まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第１項に定める行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。

②　場　　所　上記４（１）に同じ。

③　そ の 他　配付資料は無料である。

（３）申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成27年7月13日から平成27年7月17日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。

② 提出場所　上記４（１）と同じ。

③ そ の 他　電子入札方式により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又はＦＡＸによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記４（１）に持参すること。

なお、申請書及び確認資料が、３ＭＢを超える場合の提出方法については、提出必要書類一式（申請書及び確認資料）を紙形式により持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）によることができるが、申請書については提出期間内に電子入札システムに登録すること。

（４）入札、開札の日時、場所及び提出方法

① 入札（開札）日時：平成27年8月7日　午前10時00分

② 入札（開札）場所：沖縄総合事務局７階入札室

③ 受付期間：平成27年8月4日から平成27年8月6日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで。ただし、平成27年8月6日は午後3時まで。

④ 提出方法：受付期間内に電子入札方式により提出すること。
ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により上記４（１）に持参すること。

⑤ 留意事項：紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

５　その他

（１）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金　免除。

② 契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行那覇支店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行那覇支店）。

イ　金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証（取扱官庁　沖縄総合事務局）。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変

更は認められない。

（５）手続における交渉の有無　　無。

（６）契約書作成の要否　　要。

（７）当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を該当工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　　無。

（８）低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の３以上とする。

低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の２以内とすること。

（９）契約締結後のＶＥ提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

(10) ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

(11) 発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

(12) 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

(13) 関連情報を入手するための照会窓口　上記４（１）に同じ。

(14) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加

上記２（２）に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者であっても、上記４（３）により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

(15) 電子入札について

① 電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

② 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③ 電子入札方式に係わる運用については、「沖縄総合事務局総務部電子入札運用基準」による。

(16) 出来高部分払方式

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い期間で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

(17) 営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者の重複確認について

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

(18) その他

詳細は入札説明書による。